

○宮崎大学医学部附属病院難聴支援センター規程

平成24年9月19日
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学医学部附属病院規程(以下「病院規程」という。)第14条の規定に基づき、宮崎大学医学部附属病院難聴支援センター(以下「難聴支援センター」という。)の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 難聴支援センターは、次の各号に掲げる業務を行うことを目的とする。

- (1) 新生児聴覚スクリーニング事業・乳幼児聴覚健診に関すること。
- (2) 難聴児の聴覚検査と補装具(補聴器・人工内耳)の適応と適合に関すること。
- (3) 難聴児の聴能・言語訓練・発達評価・療育に関すること。
- (4) 難聴児に関わる教育関係者支援に関すること。
- (5) 難聴者への福祉・補聴器適正供給に関すること。
- (6) 人工聴覚器の維持・管理に関すること。
- (7) 地域難聴支援プログラムに関すること。
- (8) 難聴者生活支援及び社会啓発に関すること。
- (9) 聴覚医学に通ずる医師・言語聴覚士の人材育成に関すること。
- (10) その他難聴支援に関すること。

(難聴支援センター長及び副センター長)

第3条 センター長及び副センター長は、病院規程第9条第4項の規定に基づき、病院長が任命する。

(職員)

第4条 難聴支援センターに病院規程第9条第2項に規定する者のほか、次の各号に掲げる職員を置くことができる。

- (1) 教員及び医員(医員(研修医)を含む。)
- (2) 言語聴覚士
- (3) 看護職員
- (4) その他の職員

(運営委員会)

第5条 難聴支援センターに、難聴支援センターの運営に関する事項を審議するため、難聴支援センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、難聴支援センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年9月19日から施行する。